

2023年4月3日~2024年3 お取扱期

①~③組み合わせ自由 金利がさらにお得

預金期間 年利率

金利優遇

最大 0.2 0 %

組合員(※)ご加入の方は ※組合員(協会)は、10,000円以上の取り扱いを基本受入とする。

400.05%

0.25% 0.80%

税金自動振替

200.05%

0.30% 0.35%

年金受取口座ご契約の方

ano.10%

0.40%

※適用利率は税引前であり、利息には20.315%の税金がかかります

3年定期お預入 組合員ご加入 税金自動振替

年金受取口座ご契約

最大

利率年 ・預入条件/満60歳以上

・預入期間/1年、3年

・預入金額/お1人様1,000万円まで(既存の長寿契約分を含め、お1人様の預入金額は1千万円までです。) 上記適用利率は初回満期到来までで、自動継続後の適用金利は、毎年4月1日に見直す金利が適用されます。

詳しくは、各店舗窓口又は渉外係までお問い合わせください。

※当組合の預金は預金保険制度により、お1人様元本1,000万円までと、そのお利息が保護されております。



https://www.keiji-shinkumi.net

本店営業部/〒615-0021 京都市右京区西院三蔵町20-2 TEL(075)313-3166





□滋賀支店/〒520-0042 滋賀県大津市島の関5-20 TEL (077) 525-2980 口伏見支店/〒612-8422 京都市伏見区竹田七瀬川町20 TEL (075) 642-3131 口左京支店/〒606-8203 京都市左京区田中関田町2-29 TEL(075)761-1251 口舞鶴支店/〒625-0036 京都府舞鶴市字浜658 TEL(0773)62-4565

商品概要説明(お取扱期間 2023年4月3日~2024年3月29日)

ID] HH JAY	安
項 目	内容
商品名	金利優遇シルバー定期預金長寿(自由金利型定期預金M型の単利型・複利型) ※複利型は預入期間3年のものに限りご利用いただけます。
販売対象	満60歳以上の個人の方
預入期間	1年、3年
取 扱 種 別	一般定期、自動継続元加式、自動継続利払式でお預入れいただけます。
預金金額	お一人様10万円以上1千万円まで(1円単位) ※既存の長寿契約分も含め、お一人様の預入金額は1千万円までです。
払戻方法	元金は満期日以降、一括してお支払いいたします。
利 息	
適 用 利 率	固定金利 預入期間 1年 3年
	1年、3年 年 利 率 0.20% 0.25%
	税 引 後 0.159% 0.199%
F	・税引後利率は、表示上小数点4位を切り捨てています。
慢 遇 金 利	適用利率から
	①組合員の方 +0.05% ②税金自動振替 +0.05% ③年金受取口座契約の方 +0.1%
	※既に当組合で年金をお受取の方、または、契約時に年金の受取を当組合で開始される(確認のため、 国民在会・原生在会保险者数数付共完課式書・受取会融機関を変更される方は、住民・主共機関
	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書、受取金融機関を変更される方は、住所・支払機関 変更届等の写しにて受取口座の確認をさせて頂きます。)方が対象です。
	最大年0.45%(税引後0.358%)の優遇金利が適用されます。
利息計算	【単利型】1年を365日として日割計算します。(付利単位は1円) 【複利型】1年を365日とする日割計算で、6ヶ月毎の複利計算とします。(付利単位は1円)
利 払 方 法	
	【単利型】 ○ 預入期間 1 年ものは、満期日以後に一括してお支払いします。
	○中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の
	前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%)により計算いたします。
	【複利型】 ○6ヶ月複利で計算し、満期日以後に一括してお支払いします。
	※満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算いたします。
税金	「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年~2037年までの間にお受取になるお利息には、
170 30	20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。
総合口座	総合口座の担保とすることができます。
	・貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率
1 3A 77 6/ F	・融資可能額は担保定期預金の90%までと500万円以内。
中途解約時 の 取 扱	原則中途解約はできません。やむをえず中途解約される場合は、当商品所定の期限前解約利率を適用いたします。
	【期限前解約利率】 経過期間 解約利率
	預入日から1年未満 解約日の普通預金利率
	1年以上3年未満 約定利率×2 0 %
	1 1 52 7 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1
	※中間利払い後に中途解約をされる場合、その中途解約利息の総額が既に支払った中間利払利息額に
	満たないときに、「解約差金」が発生し、当初預入した元金より差額分を差し引いてお支払いします。
預金保険制度	この預金は預金保険の対象商品であり、同保険の範囲内で保護されます。
	※1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円(決済用預金を除く)とその利息部分が保護の対象です。
その他	マル優もご利用いただけます。

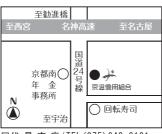
A店舗のご案内 京滋信用組合



□本店営業部/TEL (075) 313-3166 京都市右京区西院三蔵町20-2



口滋 賀 支 店/TEL (077) 525-2980 滋賀県大津市島の関5-20



□伏 見 支 店/TEL(075)642-3131 京都市伏見区竹田七瀬川町20



□左京支店/TEL(075)761-1251 京都市左京区田中関田町2-29



□舞 鶴 支 店/TEL(0773)62-4565 京 都 府 舞 鶴 市 字 浜 6 5 8